

平成27年度税制改正に関する要望

(一社)日本航空宇宙工業会、税制分科会(若井委員長)は、日本企業の競争力強化、税の公平性、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性の見地から、各税制の見直しを行った。そしてその改善等に対し、格段の配慮が講じられるよう、10月24日、自由民主党本部において開催された「予算・税制等に関する政策懇談会」(田中 良生 商工・中小企業関係団体委員長が進行)に他の機械・工業関係14団体とともに参加し、要望書を提出した。「航空宇宙関連要望」では「海外の人工衛星を日本のロケットで打上げる際の当該衛星に係わる輸入消費税免税措置の要望」、「航空機貸渡事業者への輸出免税措置の要望」及び「民間航空機・エンジンの国際共同開発に関する民間分担金を特定収入外として取り扱うことへの要望」を取り上げ、航空宇宙産業が国際競争力を確保できるよう、税制改正を要望した。要望内容は以下の通り。

航空宇宙関連 要望

1. 海外の人工衛星を日本のロケットで打上げる際の当該衛星に係わる輸入消費税免税措置の要望

日本の衛星打上輸送サービス事業者が海外で製造された衛星を打上げる場合、海外から国内に搬送された段階で衛星に対して輸入消費税が課される。平成24年5月には、H-II Aロケット21号機による韓国の多目的観測衛星(KOMPSAT-3)の打上げが成功し、商業打上げの初めての実績となり、高額な消費税を納付するという事例が生じた。ここで、国内で譲渡又は消費されないにもかかわらず日本では消費税の課税対象となり、事業者の資金負担は重く、コスト競争力を殺いでいる。又輸入消費税の課されない諸外国の衛星打上輸送サービス事業者に比べ不利な環境にある。ついては、宇宙に打上げる目的で保税地域から引き取られる人工衛星等は、国内で課税資産の譲渡が行われないこと(例えば軌道上での譲渡等)を条件とし、他諸外国の打上げ輸送サービス事業者と同様に、輸入消費税の徴収の対象としないことで、「成長戦略」(平成25年6月 閣議決定)における戦略産業に位置付けられる我が国宇宙産業の国際競争力確保を図ると共に、国際的整合性を確保することを要望する。

2. 航空機の貸渡事業者への輸出免税措置の要望

消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている。一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない。そこで税の公平性の観点から航空機においても、輸出免税の規定に貸渡事業者を加えることを要望する。

3. 民間航空機・エンジンの国際共同開発に関する民間分担金を特定収入外として取り扱うことへの要望

民間航空機及びエンジンの国際共同開発については、JADC(日本航空機開発協会)並

びにJAEC（日本航空機エンジン協会）を開発主体とし、航空機工業振興法に基づく助成のほか、参画企業各社からの分担金により事業運営を行っている。消費税法上、JADC/JAECではこれら収入が特定収入として取扱われ、その割合に応じて仕入税額控除できる割合が減少する結果となり、控除不能分は各社拠出により賄っている。消費税法施行令第75条①6号イで、国・地方公共団体からの交付要綱等で「課税仕入れ以外の支出に限定されている収入」については特定収入から除外する旨の規定があり、かつ平成25年度税制改正により、公益法人が助成等の為に募集する寄付金については、特定収入に該当しないよう消費税法施行令が改正されている。航空機工業振興法第5条第2号に基づく借入金返済の為に民間分担金等についても、課税仕入れ以外の支出にのみ使用することは明らかであることから、特定収入外とすることを要望する。

一般要望

1. 法人税等実効税率の引き下げの要望

平成23年度税制改正により法人税等実効税率は5%引下げられた（約40%→35%）が国際標準（OECD諸国は26%）に比べると未だ高い水準にある。国際的整合性の確保と国際競争力の強化、また国内への立地促進のためにも、段階的に国際水準である25%程度まで引下げを要望する。

2. 研究開発促進税制の拡充の要望

我が国航空宇宙産業界の企業に属する国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、下記項目を要望する。

- 1) 試験研究費の総額に係る税額控除限度額の引上げ措置（法人税額の20%を30%へ引上げ）を恒久化すること。
- 2) 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間を、現行の1年間から5年間に延長すること。更には、繰越期限の撤廃を図ること。
- 3) 当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を撤廃すること。
- 4) 国内での研究開発投資を促進するため、損金計上できる金額の割増計上を認めること。又、特許出願費用等の損金算入や開発研究専用設備の即時償却等を認めること。

3. 地方法人課税の包括的見直しの要望

企業は事業所税をはじめ、法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘る外形的地方課税を受けているが、課税標準が重複するなど、錯綜している。平成16年度に導入された法人事業税外形標準課税によって、地方税は更に複雑化しており、所得に対する地方法人二税とあわせて、企業は二重課税による過重な税負担を強いられている。そこで、企業の国際競争力の維持・確保、二重課税の排除、税制簡素化による企業の実務負担軽減の観点より、地方法人二税の廃止、償却資産税の廃止、法人事業税外形標準課税の廃止あるいは実務の簡略化、地方税の申告窓口の一本化、など、地方法人課税全体についての包括的見直しを要望する。

4. 減価償却制度の見直しの要望

減価償却資産の定率法償却率が変更（250%が200%に引下げられた）されたが、日本

企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から支援するよう、下記項目を含めて減価償却制度の見直しを引き続き要望する。

- 1) 250%定率法を復活させること。
- 2) 少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円から30万円未満まで引上げること。
- 3) 研究開発用資産及び自社利用ソフトの開発費の即時償却を認めること。
- 4) 損金経理要件を撤廃すること。

5. 地球温暖化対策税の用途拡大（森林吸収源対策への充当や、地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等）や新たな税の創設には反対

石油石炭税率を上乘せする形で導入された地球温暖化対策税は、化石燃料ユーザー等に課税し、得られる税収を化石燃料ユーザー等に対する省エネ・再エネ対策に使用することにより、CO₂の排出抑制を行う趣旨で導入されたものである。この地球温暖化対策税の税収を森林吸収源対策への充当や地方の温暖化対策に充当するための税源移譲等に用途拡大するという考えは、本税制の成立時の考え方を無視し、地球温暖化対策税の税収があるから森林吸収源対策や地方の温暖化対策に利用するというもので、拙速であり、反対する。現在、原子力発電の再稼働が困難な状況にあり、火力代替に伴う燃料コストの増大等により電気代が高騰し、国民生活や産業活動に大きな影響を与えている。地球温暖化対策税は今後の使用増加が必須の化石燃料に課税するもので、国民や企業の負担は増加することとなる。とりわけ、我が国企業は既に地球温暖化防止のために数々の負担を重ねており、厳しいグローバル競争が続く中、今後も増税が続くとすると、企業の海外流出に伴う産業空洞化や雇用不安の発生する懸念が大きい。

6. 受取配当金の益金不算入制度の見直しの要望

国内受取配当金の益金不算入制度の縮小措置を廃止し、二重課税排除のためにも益金不算入割合を100%とすること。又平成21年度税制改正で創設された外国子会社配当金益金不算入制度における益金不算入の割合を100%（現行は外国子会社から受ける配当の95%相当額を国内で益金に算入しないものとしている）とすることを要望する。

7. 企業会計と税務会計の乖離解消の要望

昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ることを要望する。

8. 欠損金の繰戻還付制度の復活の要望

平成23年度税制改正で「大法人は、繰越欠損金の控除限度額を80%に制限する等」が盛り込まれたが、事務負担の軽減の為にもこの制限を撤廃して欲しい。又繰越欠損金の繰越期限（現行9年）を無期限とすることや、繰戻還付制度の復活（現在停止中）及び還付期間の延長（現行1年を2年に）を要望する。

9. 連結納税制度の改善の要望

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により日本企業の国際的な競争力強化を実現するために導入されたが、下記導入阻害要因を改善し、有効活用することを要望する。

- 1) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の除外要因を撤廃もしくは緩和すること。
- 2) 連結納税制度の連結対象は、現状すべての完全支配会社となっているが、経済実態や事務手数軽減の観点から適用要件を見直すこと。
- 3) 地方税においても、連結納税制度を導入すること。

10. 税制の簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 地方税の統一納付機関の設置、または本店所在地の都道府県・市町村への一括申告納付制度の創設等、申告・納付手続を簡素化することを要望する。
- 2) 法人税の納付期限を事業年度終了後2ヵ月以内から3ヵ月以内に延長すること。又、消費税の申告期限も法人税申告との整合性を保つため1ヵ月の延長を認めることを要望する。

11. 印紙税の廃止の要望

電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止することを要望する。

12. 移転価格税制見直しおよび相互協議の円滑化の要望

移転価格に関しては、相互協議・交渉の円滑化により国内外における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、かつ国際二重課税のリスクを軽減することにより、企業の国際活動の推進が期待される。よって

- 1) 相手国との相互協議・交渉に関して、APA（事前確認制度）・相互協議の一層の迅速化・効率化を要望する。
- 2) 新興国（特に中国・インド）との協議や事前合意形成に関する一層の円滑化、を要望する。
- 3) 移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直すよう要望する。

13. 外国税額控除制度の見直しの要望

- 1) 外国で直接納税し日本において控除対象となる外国法人税額については、その限度超過額や限度余裕額について現行3年間の繰越が認められているが、所得の減少額や外国法人税額が大きい等の事由により、現行の繰越期間では期間が短く控除できずに二重課税の負担が生じる可能性が生じることから、欠損金の繰越期間と同程度の9年とすることを要望する。
- 2) 外国税額控除を選択した場合、控除不能となった部分は損金不算入であるが、これによると最終的に二重課税が解消されないことから、控除不能となった繰越外国法人税については損金算入可能となることを要望する。

14. 特定外国子会社に係る所得課税の特例（タックスヘイブン課税）改善の要望

諸外国では法人実効税率引下げの動きが強く、タイでは2013年1月から20%となり、英国でも2015年4月から20%へ引下げの見込みである。よって世界的な潮流から判断すると、もはや20%は低率とは言えないと考えられることから、当該基準の引下げを要望する。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 総務部部长 大野 潤〕